



第4期三木市教育振興基本計画 (案)

～夢を育み、未来を創る三木の教育～

削除: 素

2025（令和7）年10月
三木市教育委員会

削除: 8

は じ め に

「第3期三木市教育振興基本計画」の計画期間（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）においては、2020（令和2）年を迎えた直後からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けることとなりました。

例えば、国の緊急事態宣言の発出に伴う学校の臨時休業により対面授業ができなくなる期間があったほか、地域社会においても従来の行事やイベントなどが中止・縮小を余儀なくされ、これまで当たり前であった「人と人とのつながり」が希薄になるなど、私たちが予測もしていなかった事態に直面しました。

そして、コロナ禍も過去のものとなった2025（令和7）年度は、昭和元年からちょうど100年、第二次世界大戦終戦から80年、そして、兵庫県内の自治体として決して忘れてはならない阪神・淡路大震災から30年、更には、旧三木市及び旧吉川町の市町合併から20年という節目を迎えています。

大きく移りゆく時代の中で、私たちは、正に今、これまでの過去を顧みて、よりよい未来をめざしていくための起点に立っているのであり、この起点から歩みを踏み出すためには、予測困難な状況にあっても、自らが望む未来を明確にし、そこへ向けた目標に向かい、意思を持って進んでいく力が必要です。

現に、2025（令和7）年3月に策定された「第3期三木市教育大綱」においては、個人の生き方に方向性を与え、生き方の羅針盤ともなる「夢」をキーワードに、その基本理念として、「夢を育み、未来を創る三木の教育」が示されたところです。

このたびの「第4期三木市教育振興基本計画」においては、この教育大綱の理念を具現化する実施計画として、教育を通じて、「夢」の追及による個人の幸せづくり、ひいては、「夢」を原動力に、在りたい社会や未来を創造できる人材の育成をめざします。

本計画は、本市教育に関するいわば総合計画ともいえるべきもので、新時代を見据えた次世代の教育の方向性を示すものであることから、教育関係者はもちろんのこと、広く市民の皆様にも読まれるべきものでなければなりません。

そのような思いから、本計画の策定方針に「取り組むべき重点施策への焦点化」を掲げ、“必要なことはもれなく、かつ、簡潔に”を旨に、とりわけ、今後5年間の基本施策に焦点を当てて策定したところです。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力を賜りました三木市教育振興基本計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 年 月

三木市教育委員会

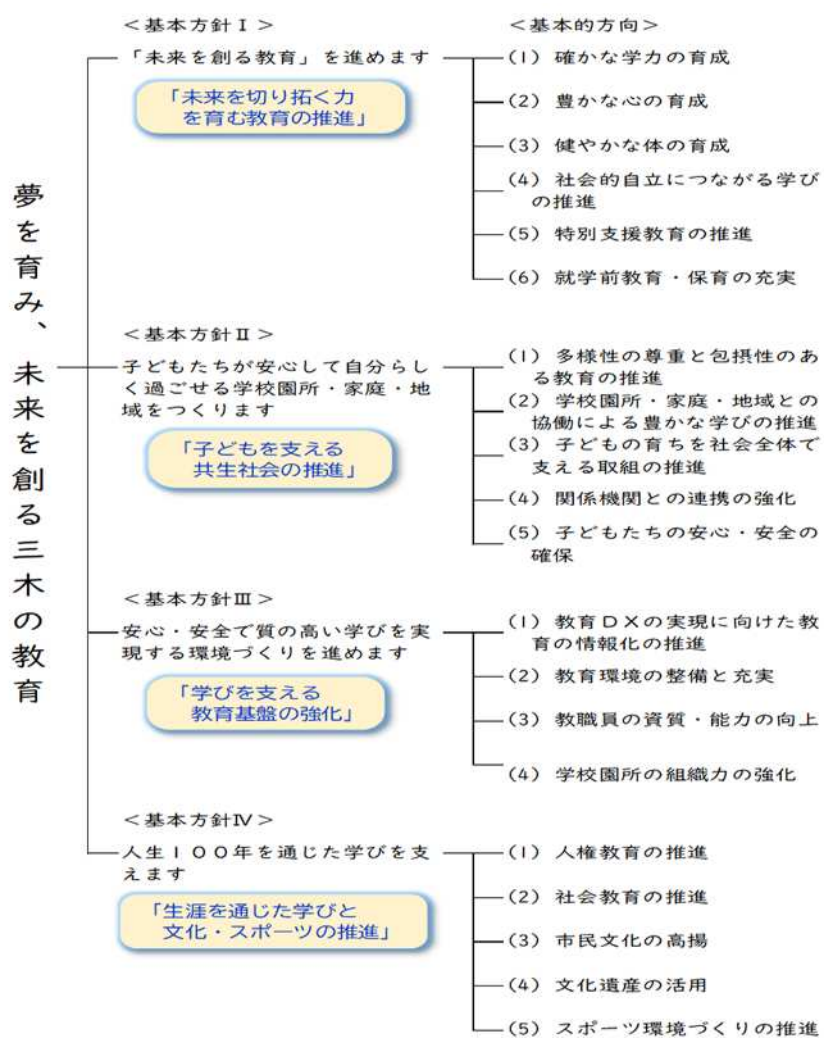
目 次

第4期三木市教育振興基本計画の全体像 (計画の「基本方針」及び「基本的方向」)	3
第1章 計画の策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	4
2 計画期間	4
3 計画のポイント	4
4 計画の推進及び進行管理	5
第2章 本市教育を取り巻く現状及び課題 ～第3期計画を振り返って～	6
第3章 本市教育のめざす姿(第4期計画)	
1 計画の基本理念	17
2 計画の基本方針及び基本的方向	17
3 計画の基本施策	17
4 基本施策Ⅰ (「未来を創る教育」を進めます)	18
5 基本施策Ⅱ (子どもたちが安心して自分らしく過ごせる 学校園所・家庭・地域をつくります)	26
6 基本施策Ⅲ (安心・安全で質の高い学びを実現する環境 づくりを進めます)	30
7 基本施策Ⅳ (人生100年を通じた学びを支えます)	34
■資料編	41

第4期三木市教育振興基本計画の全体像
(計画の「基本方針」及び「基本的方向」)

計画の基本理念

夢を育み、未来を創る三木の教育



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- (1) 本市教育委員会においては、2021（令和3）年2月に、「第3期三木市教育振興基本計画」（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）（以下「第3期計画」という。）を策定し、「豊かな学びで未来を拓く」の基本理念の下、生涯にわたる豊かな学びを通じ、より充実した人生とよりよい社会を創造できる人材の育成をめざして、各種の教育施策の取組を進めてきました。
- (2) 2024（令和6）年度には、三木市総合教育会議において市長が教育委員会と協議・調整を行い、本市の取り組むべき教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策についての指針を示す「第3期三木市教育大綱」（以下「教育大綱」という。）が2025（令和7）年3月に策定されました。
- (3) 2025（令和7）年度は、第3期計画の計画期間が満了する年度かつ教育大綱の計画期間がスタートする年度に当たり、第3期計画を引き継ぎ、新たな教育大綱の理念を具現化する実施計画が必要となっています。
- (4) これらのことを踏まえ、今後の本市教育のめざす姿を示す新たな「第4期三木市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度〔5年間〕

3 計画のポイント

- (1) 文化及びスポーツの両分野についても、学校教育や社会教育、人権教育などの他の分野と同様、教育の一分野として本計画の中に集約し、一体的に策定します。

【一体的策定の考え方】

ア 本市においては、第3期計画の分野別計画と位置付けて策定した「三木市文化振興計画」及び「三木市スポーツ振興計画」（いずれも2022（令和4）年2月策定）がありますが、両計画はいずれも2025（令和7）年度末で計画期間が満了します。

イ 国が2023（令和5）年6月に発出した通知文書（「新たな教育振興基本計画の策定について」（2023（令和5）年6月16日付け5文科教第51

8号文部科学事務次官通知）によれば、「地方計画（（注）教育振興基本計画のこと。）については、当該計画を策定する目的やその内容、地域の実情等に応じて、（中略）関連する計画等との一体的な策定や上位計画へ統合することも可能である」とされています。

ウ 第3期計画についても2025（令和7）年度末で計画期間が満了することから、このタイミングに合わせ、本計画の中で一体的に策定します。

- （2）子どもや保護者が考える理想の学び、学校生活に関する価値観などを本計画に反映するため、小・中学生及びその保護者並びに就学前児童の保護者にアンケートを実施することにより、意見聴取を行いました。

この意見聴取の実施結果の詳細については、別冊「『第4期三木市教育振興基本計画』の策定に向けたこども等を対象とした意見聴取（アンケート）実施結果報告書」を御参照ください。

4 計画の推進及び進行管理

- （1）本計画に規定する教育施策については、計画期間の各年度に編成される予算に併せて具体的な取組内容を公表します。
- （2）これらの教育施策の取組の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度、点検及び評価を実施し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。
- （3）点検及び評価については、その結果に関する報告書を作成し、市議会に提出するとともに、市のホームページなどで公表します。
- （4）本計画の推進に当たっては、本市のまちづくりの総合的指針である「三木市総合計画」や、本市のこども・若者支援及び子育て家庭への支援の包括的な計画である「三木市こども計画」などの関連計画との整合を図ります。

第2章 本市教育を取り巻く現状及び課題 ～第3期計画を振り返って～

第3期計画の取組進捗も踏まえた本市教育を取り巻く現状及び課題を、第3期計画の施策区分ごとに、次のとおりまとめました。

なお、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度、点検・評価を行っており、市のホームページなどで公表しています。

そちらも併せて御参照ください。

基本方針Ⅰ 「未来を創る教育」を進めます

1 未来を担う子どもたちの生き抜く力を育てます

(1) 確かな学力の育成

ア 子どもたちの自己実現につながる資質・能力である「主体性・協働性・創造力」の育成をめざし、「未来を創る学力育成三木モデル」事業に取り組んでいます。

「未来を創る学力育成三木モデル」ではICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」を一体的に充実させる授業づくりを通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざしています。

授業改善に対する教職員の意識改革が進み、児童に身に付けさせたい力や児童の実態に即した課題について共通理解を深めながら授業づくりを行った結果、各学校において子どもたちの「学びに向かう力」の育成につながるなどの変容が少しずつみられるようになりました。

イ 子どもたちの資質・能力を系統的・組織的に育成するため、小中一貫教育として、9年間の学びのつながりを意識した教科別カリキュラムの調整や学習内容の系統性の確保に取り組んでいます。

一部の教科では、小・中学校の教員が合同で指導計画を検討する事例がみられるなど、異校種間の教員研修が深まり、義務教育9年間を見通した接続の取組が進みつつあります。

ウ これまでの取組から「主体性・協働性・創造力」を育成するためには、子どもたちの学習活動が、「主体的・対話的で深い学び」となるよう授業の質を高めていくことが極めて重要であると再認識しています。

そのため、教員一人一人の授業力を向上させる研修や教材研究の更なる充実が必要です。

また、児童生徒が自立した学習者として自ら学びを深められるよう、ICTの活用などを通じた多様な支援を行っていくことが今後の課題となっています。

エ 2020（令和2）年度に1人1台タブレット端末を整備するなど、多様な学びのための学習環境を構築し、教科横断的に情報活用能力や論理的な思考力の育成を図っています。

また、2025（令和7）年7月には新しいタブレット端末への更新が完了し、これまで以上にICTを最大限に活用した授業が可能となっています。

オ 児童生徒は、タブレット端末で情報を調べたり、まとめたりする力は身に付いてきているものの、深い学びにつなげるため、友達と考えを共有したり、比べたりする能力の定着は十分とはいえない面もあります。

(2) 豊かな心の育成

ア 全ての子どもが自他の人権を尊重し合えるよう、人権・同和教育の推進に取り組んでおり、各学校で年間指導計画に基づく人権学習を実施しています。

また、研修会や講演会などを通じて、教職員の理解促進を図っています。

イ 多様な背景を持つ児童生徒に的確に対応するためには、教職員一人一人の人権意識の更なる醸成及びそれに基づく実践力の向上が必要であり、人権教育の指導内容の充実及び指導の工夫・改善が求められています。

ウ 多様な文化的・言語的背景を持つ外国籍児童生徒に対しては、日本語指導を充実させるため、母語支援員の配置を進め、支援対象児童の拡大に対応しています。

エ 不登校については、その要因が多様化・複雑化していることから、児童生徒の将来的な社会的自立をめざし、一人一人の状況に応じた柔軟で継続的な支援体制の構築が必要です。

そのため、不登校対策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面・環境面からの支援を継続的にしており、校内相談件数や個別対応の件数が増加傾向にあります。

また、個別のケースに応じた支援会議の開催や校内支援教室の活用を通じて、不登校児童生徒一人一人の状況に合わせて多様な学びの場を提

供し、学習保障や教室への復帰の支援に取り組んでいます。

更に、教育センター内のみっきいルームでは、学校へ行きにくい児童生徒の居場所づくりを行っており、小学生の利用人数が増加傾向にあります。

オ 児童生徒の社会性や自立心を育成するための教育活動の工夫、問題行動への早期対応及び関係機関との連携強化、自己肯定感を高める日常的な関わり方などが課題となっています。

カ いじめについては、日々の観察やアンケートの実施等により積極的に認知に努め、早期発見を行い、組織的に対応しています。

また、子どもいじめ防止センターでは、決していじめを許さない人を育てるため、「三木市子どもいじめ防止センターだより（ハートフル）」を年3回発行し、学校や地域に配付するとともに、小学生や地域、教職員を対象としたいじめ防止出前講座、中学生を対象とした弁護士によるいじめ防止出前授業を実施しています。

キ 「三木市教職員危機管理ハンドブック」や「学校安全計画」、「防災計画」等を活用し、災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育に取り組んでいます。

また、交通安全教室や防犯訓練、避難訓練、心肺蘇生訓練等を実施することを通し、危険を予測する力や判断力、主体的に行動する力の育成に向け指導を行っています。

災害発生時に目の前の状況を適切に判断し、行動することで、自分の命を守れるよう防災リテラシーの育成をめざし、各学校の取組を充実させる必要があります。

(3) 健やかな体の育成

ア 各学校では、発達段階に応じた系統的な体育学習を実施し、基礎的な運動技能を身に付けるための授業改善や体力づくりに取り組んでいます。

イ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、小学校及び中学校とも「運動が好き」と答えた児童生徒の割合が低下しており、運動への関心の薄れや運動離れが進んでいくことが懸念されています。

また、体づくりの重要性が十分に実感されていないことから、運動習慣が定着しにくい現状があるため、学校は心身の健康の維持・増進や将来の生活の質の向上等につながるという視点を持ち、家庭や地域と連携

した指導を工夫し、改善する必要があります。

ウ 各学校における「食に関する指導の全体計画」に沿って、教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育を推進しています。

エ 学校給食においては、行事食や伝統食などの献立の工夫や地元産食材の使用などにより充実を図っているものの、近年の物価高騰の影響により給食材料の使用に制約があり、献立作成によりいっそうの工夫が必要となっています。

(4) 特別支援教育の推進

ア 各学校においては、特別支援学級や通級指導教室における指導の充実を図るとともに、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援についても、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用を進めています。

また、教職員を対象とした研修の継続的な実施により、特別支援教育に対する理解の深化及び支援力の向上を図っています。

併せて、各学校における特別支援教育コーディネーターの配置及び活用を促進し、校内支援体制の強化を進めるとともに、保護者や関係機関との連携を通じた支援体制の構築を図っています。

イ 特別支援学級に入級を希望する児童生徒は年々増加傾向にあり、多様なニーズに対応した支援体制の整備がいっそう求められています。

併せて、通常の学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズもあるため、教職員の児童生徒理解や支援スキルの更なる向上のほか、関係機関との連携を含めた支援体制の強化についても重要な課題となっています。

(5) キャリア教育（社会的自立に繋がる学び）の推進

ア 小・中・高を通じてキャリア・パスポートの継続的な作成及び引継ぎを行い、自己の成長を振り返る習慣の定着を図っています。

また、ICTを活用した進路学習や個別相談の機会を設けることで、生徒の主体的な進路選択を支援するほか、中学2年生を対象とした「トライやる・ウィーク」などの体験活動を通して、児童生徒が地域社会と関わる中で、社会性や実行力を育む基盤づくりを進めています。

更に、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じた関わりを工夫

- しながら、児童生徒の自発性や主体性を育む指導の充実を図っています。
- イ 2024（令和6）年度の全国学力・学習状況調査（質問紙調査）において、「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合は、全国平均を上回っているものの、市がめざす目標値には届いておらず、家庭や地域社会と連携し、さまざまな体験や役割貢献を実感する機会をつくっていくことが課題となっています。
- ウ 当事者意識を育む主体的な生き方を考える教育的な働きかけが重要であり、保護者や教職員双方の更なる共通理解や連携強化も課題となっています。

(6) 就学前教育・保育の充実

- ア 発達課題やそれ以外に愛着形成に課題を持つ子どもなど、特別な支援を必要とする子どものほか、多文化・多言語の子どもやその保護者・家庭への支援など、多様なケースへの対応が増加しており、園所が担う業務が多様化し、負担が大きくなっています。
- イ 小学校教育と就学前教育の交流・連携・接続について、子ども同士の「交流」活動は少しずつ増えてきていますが、職員間での「連携」や「接続」に関しては、それぞれの教育内容や方法等についての相互理解、カリキュラム作成に2025（令和7）年度から取組を開始したところであり、今後の更なる推進が課題となっています。
- ウ 幼児教育における子どもの学びを読み取る視点の共有化など、園所間の「横」の連携・共有の充実を図るため、保育者合同研修会を開催し、保育者の資質向上を図っています。
- エ 少子化傾向が進む中、「幼保一体化計画」において人口予測や適正な利用定員の調整等について検証を行うとともに、少人数・小規模の園所での保育の在り方や他園所・地域との連携の在り方を含めた工夫や体制づくりが必要となっています。

2 子どもたちの学びを支える環境づくりを進めます

(1) 教育環境の整備と充実

- ア 校舎の大規模改修等の際に、計画的に洋式トイレを整備したことにより、トイレの洋式化率は2024（令和6）年度に72.8%となり、第3期計画の目標年度（2025（令和7）年度）の目標率70%を達成しました。

た。

イ 市教育委員会の奨学金制度について、近年、国及び県の奨学金制度が急速に充実してきている現状に鑑み、公的支援の公平性を確保し公費の重複支出を避ける観点から、三木市教育委員会奨学規則を改正し、奨学金の対象者のほか、学校区分や金額の見直しを行いました。

見直し後の制度については、周知期間を考慮し、2028（令和10）年度から適用することとしています。

ウ 小中一貫教育については、2021（令和3）年度を「小中一貫教育元年」と定め、市内の全学校において取り組んでおり、吉川地域においては施設一体型小中一貫校の設置方針の決定に伴い、教育内容や組織体制の在り方をはじめ、学校設置までの具体的なプロセス等について検討を進めています。

吉川地域における施設一体型小中一貫校の設置に向け、設置場所として予定している県立吉川高等学校用地をどのように活用していくのかについて、関係者との協議及び検討が必要となっています。

エ 小規模化が進む3校区（志染中学校区、星陽中学校区及び吉川中学校区）については、令和3年度及び令和4年度の2か年をかけて学校再編を行い、一定の集団規模の確保に努めてきました。

今後も、子どもの数を注視しながら、市全体の学校の在り方を検討していく必要があります。

(2) 学校、家庭、地域が連携した教育の推進

ア 各学校においては、地域住民によるゲストティーチャーやボランティアの専門知識や経験を生かした学習活動を行うほか、地域の自然環境や歴史・文化を題材とした体験学習などを行っています。

イ 学校支援や教育活動に協力いただける人材については、地域住民の高齢化や担い手不足により確保が難しい面があるほか、学校、家庭、地域の間で、それぞれの役割や関わり方を共有するため、市内全中学校及び特別支援学校に、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会を設置（コミュニティ・スクールを導入）し、教育に関する共通の目標やビジョンを共有しています。

ウ 学校と地域の連携・協働を推進するコーディネーターである地域学校協働活動推進員を設置し、関係者向けの情報交換会や研修会を開催する

など、自律的な運営に向けた伴走的な支援を行うことで、各学校運営協議会の取組拡充を図っています。

エ 学校運営協議会において協議を重ねる中で、協議会委員の当事者意識も醸成されてきており、各学校及び地域の実態に合わせた主体的な取組ができつつあります。

オ 少子化の進展等により学校部活動の存続が難しくなる中、中学校部活動から地域クラブへの展開を進めるため、2024（令和6）年11月には「三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン」を、2025（令和7）年3月には「三木市地域クラブ運営方針」をそれぞれ策定しました。

また、中学校部活動を2027（令和9）年12月末で終了し、2028（令和10）年1月からは、平日・休日ともに地域クラブ活動として開始することを決定しました。

また、地域クラブの先行事業として、2025（令和7）年5月からゴルフクラブの活動を開始するとともに、同年8月からは地域クラブ活動の運用団体及び指導者・支援者人材バンク登録者の募集を開始しました。

〔3〕教職員の資質・能力の向上

ア 専門研修講座や次世代スクールリーダー研修等で、専門性や実践的指導力などを育成するための多様な研修を実施しているほか、ICT活用やスクールサポートスタッフ、不登校対策指導員等の配置等により、子どもたちと向き合う時間の確保に努めています。

イ 教職員の資質・能力の育成に向け、教職員のキャリアステージや職務、専門性に応じた体系的かつ継続的な研修体制を整備し、更なる専門性や実践指導力の向上をめざした、系統性のある研修の在り方を検討しました。

ウ 子どもたちと向き合う時間が大幅に増えるよう、教職員一人一人のタイムマネジメント意識の更なる向上が必要となっています。

〔4〕学校園の組織力の強化

ア 多様化・複雑化する教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導補助員等を配置し、専門家との連携体制を強化しています。

イ ハラスメントに関する研修及び相談体制を充実させ、風通しのよい職

場づくりを行うとともに、管理職と教員との定期的な面談を実施し、悩みや不安など、心身の健康状態の把握に努めています。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務日数が限られているため、情報共有の難しさがあったり、連日の関わりなどが必要な場合に対応できなかつたりするなどの課題があります。

エ 教職員の心身の健康の保持・増進や本来の業務である「子どもたちと向き合う時間」の確保のためには、更なる業務改善や働き方改革が必要となっています。

基本方針Ⅱ 「生涯にわたる学び」を支えます

1 豊かな人生を応援します

(1) 人権教育の推進

ア 住民学習については、参加者数の減少及び若年層の参加率の低さがみられ、工夫した資料の提供や場の設定などを自治会に周知し、より多くの人に学習機会を広げる必要があります。

イ 子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラー（家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っているこども・若者のこと。）など、子どもが抱える困難に対し、学校や庁内各部署、警察、医療機関等と連携し、早期発見及び支援に取り組みました。

しかしながら、子どもが抱える困難については、子ども自身が気付きにくく表面化しづらいため、実態把握が難しい傾向にあります。

(2) よりよく生きるための学びの充実

ア 本市の特色である市内10地区の公民館等を拠点に、地域住民のつながりを深め、地域課題の解決につながるよう活動支援を行っています。

しかしながら、公民館事業への参加団体の高齢化が進んでおり、少子高齢化と併せ、今後の活動に影響が出ることが考えられます。

イ 築年数が50年以上を経過し老朽化が進んでいる中央公民館については、市の「公共施設再配置計画」に基づき、他の公共施設（市民活動センター、高齢者福祉センター及びまなびの郷みずほ）並びに三木商工会議所が入る三木商工会館及び民間収益施設と複合・集約整備することとしています。

このため、2022（令和4）年8月に策定した「中央公民館等複合施設基本構想」を踏まえ、2025（令和7）年3月に策定した「三木市中央公民館等複合施設基本計画」により施設複合化を推進しています。

ウ 図書館事業については、図書の貸出冊数が新型コロナウイルス禍以前の水準には戻っていません。

利用者の高齢化が進み、本の持ち運びが困難となっているほか、インターネットの普及に伴い資料の入手方法が多様化していることもあり、図書の貸出冊数が減少しているものと考えられます。

2 文化・スポーツの振興に努めます

(1) 市民文化の高揚

ア 地域の文化芸術の高揚を図るため、各団体の団員募集や活動発表の機会を設けるなど、継続的かつ積極的に支援しました。

しかしながら、文化芸術団体の高齢化が進んでいる中、団体の活動内容について効果的にPRを推進する必要があります。

イ 文化会館において、市民参加型事業である従来からの「三木第九演奏会」及び「みき演劇セミナー」に加え、新たに「映画上映会」を開催しました。

また、堀光美術館において、本市ならではの「上田桑鳩展」をはじめ、本市にゆかりのある作家の作品を紹介する企画展等を開催し、新型コロナウイルス禍を経て、2022（令和4）年度以降は年間1万人以上の来館者数を維持することができています。

文化会館や堀光美術館については、子どもや若い世代をはじめ多くの市民が身近に文化芸術を楽しめる機会づくりに努め、参加しやすい魅力的な企画を検討するなど、来館者数や参加者数の増加を図る必要があります。

(2) 文化遺産の活用

ア みき歴史資料館の年間来館者数は、2018（令和元）年度の10,668人に対し、2024（令和6）年度は11,044人となっており、これまでになかった企画展や各種イベントの実施により、新型コロナウイルス禍前と同程度の来館者数を達成できました。

しかしながら、目標人数（15,200人）には到達していないことから、来館者の感想やニーズを生かすとともに、幅広い世代の興味・関心を引く企画を検討・実施するなど、来館者の期待に応えられる運営を進めていく必要があります。

イ 三木城本丸跡・二の丸跡の発掘調査の結果、過去の調査で確認されていた堀の延長部分が見つかるなど、三木城の具体的な構造の一端が明らかとなりました。

今後は、発掘調査の成果を基に、三木城本丸跡・二の丸跡の整備に向け、その内容を具体的に検討していく必要があります。

(3) スポーツ環境づくりの推進

ア スポーツ協会と連携して市民スポーツ教室を開催し、スポーツの機会の提供及び技術の向上を図るとともに、スポーツ推進委員が講師となりニュースポーツの普及活動を行いました。

しかしながら、これまで地域スポーツを支えてきたスポーツ協会、スポーツ推進委員及びスポーツクラブ21の担い手不足や高齢化が課題となっています。

イ みっきいふれあいマラソンやふれあいスポーツデーの開催など、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に参加でき、親しむことのできるスポーツ環境を提供し、スポーツを通じた健康で活気あるまちづくりを推進しました。

第3章 本市教育のめざす姿（第4期計画）

1 計画の基本理念

本計画は、教育大綱の理念を具現化する実施計画たる性格であることに鑑み、本計画の基本理念は教育大綱の理念である「夢を育み、未来を創る三木の教育」とします。

「夢」は生き方に方向性を与えます。

めざす「夢」があるからこそ、そこへ向かうための知識や技術、能力の育成が必要になり、「夢」が明確であればあるほど、最適な手段が生み出され、モチベーションが維持されます。

つまり、「夢」は、年齢にかかわらず、生き方の羅針盤となるのです。

「夢」の追求は、「こういう自分でありたい」という個人の幸せづくりであり、それが「こういう社会にしたい」「こういう未来を創造したい」という新たな価値を創造する力につながります。

三木市では、学校・家庭・地域全体で「夢を育み、未来を創る」教育を推進します。

（教育大綱から抜粋）

2 計画の基本方針及び基本的方向

本計画の「基本方針」及び「基本的方向」についても、上記1と同様の理由により、教育大綱の体系に基づくものとします。

これを踏まえた本計画の全体像は、3ページのとおりでです。

3 計画の基本施策

- (1) 今後5年間の本市の教育振興のための基本施策は、「4つ」の基本方針ごとに体系付けた「20」の基本的方向に関連して定めることとします。
- (2) 基本施策のうち、その取組進捗が定量化できるものについては、後年度に施策の点検・評価を実施する際、PDCAサイクルによる進行管理を客観的に行えるよう、評価指標を定めることとします。
- (3) 評価指標については、今後の社会状況の変化に応じ、計画期間中であっても、柔軟に見直しができるものとします。

削除: に

4 基本施策Ⅰ（「未来を創る教育」を進めます）

「未来を切り拓く力を育む教育の推進」

(1) 確かな学力の育成

子どもたちの自己実現につながる「主体性・協働性・創造力」の育成をめざし、その基盤となる基礎学力の定着と活用力・学びに向かう力を育てます。

また、グローバル社会で主体的に活動できるよう、コミュニケーション能力や合意形成能力を育てます。

併せて、高度情報化社会の更なる先（Society5.0時代）を見据え、ICT機器を活用した学習活動を充実し、情報モラルを含む情報活用能力や論理的な思考力を育てます。

①基礎学力の定着及び活用力・学びに向かう力の育成

ア 基礎学力を土台とし、児童生徒の学びに対する意欲や主体性を高めるため、基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を図る授業づくりを推進します。

イ 児童生徒が自ら課題を見つけ、仲間と対話しながら答えや新たな視点を導き出す探究的・協働的な学びの充実を図るため、教科の「見方・考え方」を踏まえた授業実践の研究や教材開発に取り組むなど、「未来を創る学力育成三木モデル」事業の更なる深化・充実に取り組みます。

【評価指標】

「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」という質問に対する肯定的な回答の割合（全国学力・学習状況調査質問紙調査）

指標	2024（令和6）年度 [実績]	2030（令和12）年度 [目標]
「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」という質問に対する肯定的な回答の割合	小学校 77.6%	小学校 78.0%
	中学校 74.0%	中学校 75.0%

②コミュニケーション能力や合意形成能力の育成

自らの考えを表現する力の育成とともに、対話的・協働的な学びを通して相手の考えを尊重しつつ、互いに納得のいく結論を協働して導くプロセスを重視した教育活動の充実を図ります。

③情報活用能力等の実態把握

ア ICTを活用した学習活動を推進し、情報の収集・整理・発信を通じて、情報活用能力及び論理的思考力の育成を図ります。

イ 学校における１人１台タブレット端末の効果的な活用について、その検証のため、児童生徒のスキルやモラルの定着などに関する調査を、市独自に毎年度実施し、授業改善に役立てます。

【評価指標】

タブレット端末を活用することで、友達と考えを共有したり、比べたりすることができる児童生徒の割合

指標	2024（令和６）年度 〔実績〕	2030（令和１２）年度 〔目標〕
タブレット端末を活用することで、友達と考えを共有したり、比べたりすることができる児童生徒の割合	—	75%

(2) 豊かな心の育成

社会における人権課題の解決に向け、全教育活動を通じて自尊感情を高め、主体的で実践的な人権教育を推進するとともに、自己の生き方を考え、自立した一人の人間としてよりよく生きることができるよう道徳教育を進めます。

また、多様な文化的背景を持つ人々と互いの違いを認め合い、ともに生きる多文化共生教育を進めます。

また、三木の伝統や文化、自然などに触れる機会を充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育や、ふるさとの課題やその解決策を考えるなど、ふるさとを知る教育を推進するとともに、豊かな人間性や共生の心を育成するため、体験的な学習活動を充実します。

併せて、学校や家庭、地域、関係機関が一体となり、決していじめを許さない人を育てる教育のほか、誰もが安心して学べる学校づくり、子どもたちの社会的自立をめざした不登校支援に取り組みます。

①人権教育の推進

全ての教育活動に人権の視点を組み込み、自己肯定感を高める体験的な学習や対話の場を通じて、人権意識及び行動力を育む教育を推進します。

②道徳教育の推進

教職員への指導支援や年間指導計画の整備を進め、自己の生き方に向き合い、多様な価値観を尊重しながら自立した判断力及び実践力を育む道徳教育の充実を図ります。

③多文化共生教育の推進

外国籍児童生徒への日本語指導や母語支援を充実するとともに、異文化理解を深める交流活動や学級経営上の取組を支援し、多様性を尊重する態度及び共生の心を育む教育の充実を図ります。

④ふるさと教育の推進

地域資源を生かした学習の推進を通して、地域への理解及び愛着を深めるとともに、地域課題を発見・解決する力を育む学習機会の充実を図ります。

⑤体験活動の充実

児童生徒が多様な他者や地域資源と関わることを通して、よりよい人間関係づくりを行ったり、自己肯定感や責任感、連帯感などを育んだりするなど、他者を尊重し多様性を受け入れる姿勢や豊かな人間関係を築く力を育むことができるよう、体験的な学びの場の充実を図ります。

⑥いじめへの対応

学校・家庭・地域・関係機関が連携し、自他の生命及び人権を尊重し、あらゆる他者を理解するための学びを推進するとともに、決していじめを許さない意識及び行動を育む教育に取り組みます。

⑦不登校への対応

ア 子どもたちの成長に合わせた発達~~支持~~的生徒指導を通して、一人一人のよさや持ち味を生かし、誰もが活躍できる機会のある魅力ある授業づくりや安心して学べる学校づくりに努めます。

削除: 指示

イ 不登校の背景としては多様な要因が考えられることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとの連携を強化・継続するとともに、関係機関とも適切に連携し、ケースに合わせたきめ細かな対応を行います。

ウ 学校へ行きにくい児童生徒の居場所づくりのため、「みっきいルーム」を運営するとともに、フリースクールなどの民間施設との連携・強化を図ります。

(3) 健やかな体の育成

生涯を通じて健康で安全な生活を送るため、心身の健康の保持増進と体力や運動能力の向上を図り、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、健やかでたくましい体を育てます。

また、食に関する正しい知識及び健康的な食生活の習慣を身に付けさせるため、家庭と連携した食育を推進します。

①体力・運動能力の向上

児童生徒が運動に親しみ「運動が好き」「運動が楽しい」と実感できる授業づくりを各学校が推進できるよう、授業改善に関する研修や実践事例の共有、カリキュラムの系統化に向けた指導体制の整備を進め、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

②食育の推進

ア 「食に関する指導の全体計画」を基に、望ましい食習慣の形成や食に関する自己管理能力を育成します。

イ 給食だより等による家庭への食に関する情報提供や、地域の協力を得た農業活動など、学校、家庭及び地域が連携した取組を推進します。

ウ 学校給食を食育の「生きた教材」として魅力的な給食となるよう努めます。

削除: 推進の

(4) 社会的自立につながる学びの推進

人との関係を築く力や社会の中での役割を理解する力、自分を理解し管理する力、問題を解決する力、将来の計画を立てる力を育成します。

また、社会に必要な資質や能力を育てるため、個性を見つけて可能性を伸ばすとともに、自発的・主体的な姿勢を尊重し、その発達を支える生徒指導に取り組みます。

併せて、自分らしい生き方を実現するため、学ぶことや働くこと、自分から積極的に社会づくりに参加することの大切さに気付くことのできる機会や学びを充実します。

①社会的自立に向けた学びの充実

ア 児童生徒が自分の夢や憧れを持ち、社会への貢献意欲を育めるよう、学級活動や特別活動等において自己有用感を実感できる体験の充実を図ります。

イ 事例の共有や指導資料の整備を進め、役割意識や達成感を得られる学びの実践を推進します。

②児童生徒の成長を支える指導の推進

ア 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の成長・発達を支援する発達支持的指導を推進するため、指導計画の整備や校内体制の構築に取り組みます。

イ 自己選択や自己決定を尊重する教育の実現に向け、誰もが安心して学べる授業づくり、学校づくりを推進します。

③社会に触れる機会の充実

学校運営協議会や地域団体、関係機関との連携体制を整備・支援し、児童生徒が地域の体験的な学びや社会参加の機会に触れる取組の推進を通して地域とつながり、社会的な視野及び主体的な関わりを育む教育活動の充実を図ります。

(5) 特別支援教育の推進

一人一人の個性や特性に応じた学びを提供します。

また、共生社会の実現に向け、互いに支え合い、認め合うインクルーシ

ブ教育を推進します。

併せて、障がいのある人が、切れ目のない支援を受けられるよう、学校、家庭、保健・福祉、医療、労働、地域住民などとの連携を深めます。

①一人一人の教育的ニーズに応じた学びの推進

ア 全ての教職員が特別支援教育の基礎的な理解及び実践力を身に付けられるよう、校内研修や外部講師による研修の充実及び特別支援教育コーディネーターへの支援を強化します。

イ 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に応じた適切な支援を行えるよう、特別支援教育指導補助員や学校看護員の人的配置を計画的に進めます。

ウ 通級による指導のほか、交流や共同学習を含め、児童生徒に多様な学びの機会を提供し、学習に参加している実感や達成感が持てる指導方法や体制づくりを進めます。

②インクルーシブ教育の推進

ア 全ての児童生徒が学びやすい環境を保障するため、ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりを推進できるよう、教職員研修や教材整備、授業改善を進めます。

イ 多様性を尊重する学校風土の醸成を図ります。

③切れ目のない支援の充実

ア 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく一貫した支援が学校現場で効果的に行われるよう、関係機関や家庭と連携した支援体制の構築及び情報共有の仕組みづくりを進めます。

イ 就学前教育・保育施設や前籍校との連携体制を整え、支援の継続性を確保するための引継資料の統一や引継ぎ会の開催を行うとともに、就学相談・移行支援の仕組みを整理し、保護者も含めた円滑な連携を図ります。

(6) 就学前教育・保育の充実

乳幼児一人一人の心の育ちを受け止め、自尊感情を育むとともに、個々の発達やニーズに合わせ、自立心や主体性を尊重した教育・保育を推進し

ます。

また、子どもたちの成長を切れ目なく支えるため、幼児期の教育と小学校教育の連携を深めます。

①一人一人の子どもに応じた「生きる力」を育む教育・保育の充実

ア 子ども主体の保育や遊びの中の子どもの学びの視点等について、保育者研修や近隣園所間での交流などを通して共有します。

イ 受容的・応答的な乳児保育について研修を行い、愛着形成や自尊感情、自立心を育む保育を推進します。

削除: 教育・保育の指導者において、公開保育を主とした研修や近隣園所間での交流などにより、…

削除: 公開保育を主とした

削除: 就学前教育・保育施設間で

削除: の

削除: 化を図り

②多様な教育・保育ニーズへの対応

ア 特別支援に関する巡回相談や保育ソーシャルワーカーによる巡回訪問、多文化共生巡回訪問の実施により、個々のニーズに応じた細やかな支援を充実します。

イ よりきめ細やかな教育・保育を提供するため、保育者の人材確保に向けた取組を継続し、質の高い教育・保育の体制づくりに努めます。

削除: 希望する就学前教育・保育施設への入園待ち児童数を減らし、…

削除: 教諭人材確保事業を活用

削除: 教諭となる人材の確保

③小学校との連携・接続の推進

ア 小学校教育との円滑な接続に向け、2025（令和7）年度から開催している幼保小架け橋期のカリキュラム作成に向けた検討会議において「三木市幼保小架け橋期のカリキュラム」の作成協議を行うとともに、作成後のカリキュラムの運用や検証を継続して行い、幼保小の円滑な接続を推進します。

イ 各学校園所による合同研修や交流事前事後協議、相互参観等の実施により、子どもの成長を支えるという観点から、幼保小の相互理解を促進します。

削除: 推

【評価指標】

「幼保小架け橋プログラム」に基づく交流校園所間での保育者及び小学校教職員の交流研修回数

指標	2024（令和6）年度 〔実績〕	2030（令和12）年度 〔目標〕
「幼保小架け橋プログラム」に基づく交流校園所間での保育者及び小学校教職員の交流研修回数	—	45回

④在宅児童や保護者に対する家庭支援

- ア こども誰でも通園制度の実施により、保育要件のない在家庭の乳児及びその保護者を支援します。
- イ 子育て支援コーディネーターによる保護者相談や関係機関との連携により家庭支援の充実を図るとともに、園所における未就園児応援事業により子育て支援の充実を図ります。

⑤就学前教育・保育の一体的な体制づくり

- ア 少子化傾向が続く中、子どもの人口推移を注視しながら、望ましい教育・保育に向けた体制の検証を行い、3年ごとに「幼保一体化計画」を見直します（次回見直しは、2027（令和9）年度）。
- イ 「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」及び「三木市幼保小架け橋期のカリキュラム」に基づき、教育・保育の質的向上を図ります。

5 基本施策Ⅱ（子どもたちが安心して自分らしく過ごせる学校園所・家庭・地域をつくります）

「子どもを支える共生社会の推進」

(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

さまざまな背景や状況により多様な教育ニーズを持つ子どもたちに、個々に適した学びの場を提供し、必要な支援を充実します。

また、誰もが持てる個性や能力を発揮し、互いに支え合い、安心して暮らせる社会を築くために、人権尊重と男女共同参画についての理解を深める学びを推進します。

①個に応じた学びの支援

一人一人の教育ニーズに応じた柔軟な学習環境を整備し、専門的支援や個別対応が適切に行われるよう、人的配置や支援ツールの導入、教職員への支援体制の充実を図り、全ての子どもにとって安心して学べる場を保障します。

【評価指標】

「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」という質問に対する肯定的な回答の割合（全国学力・学習状況調査質問紙調査）

指標	2024（令和6）年度 [実績]	2030（令和12）年度 [目標]
「困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」という質問に対する肯定的な回答の割合	小学校 74.2%	小学校 75.0%
	中学校 68.5%	中学校 70.0%

②互いの違いを尊重し合い、支え合う力を育む学びの推進

- ア 人権教育とジェンダー平等、多様性に関する体系的な学びを推進し、互いの違いを尊重し合い、支え合う力を育む教育の充実を図ります。
- イ 学校現場での指導の充実を支える教材開発や教職員研修を継続的に

実施します。

(2) 学校園所・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

家庭同士や学校園所、地域等の交流を通して学びを積み重ね、親が子どもとともに成長し、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、家庭の教育力を高めます。

また、子どもたちが地域で多様な学びや交流を通じて成長できるよう、学校園所と地域が協力し合いながら、地域の教育力を高めます。

①家庭の教育力の向上

学校園所の行事や保護者会への参加を促進し、学校園所・家庭・地域が連携した取組を通じて、子育てに関する経験を共有しながら、子どもとともに成長できる環境の充実を図ります。

②地域の教育力の向上

地域住民同士のつながりや地域人材による地域の特色を生かした多様な体験活動を推進し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えます。

(3) 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を推進します。

また、学校部活動の地域クラブへの展開を進め、子どもたちが継続して文化・スポーツに親しむ機会を確保します。

①コミュニティ・スクールの取組の推進

学校運営協議会の中学校区への導入実績を踏まえ、市内全小学校にも段階的に導入を進め、子どもの豊かな学びを地域で支える環境づくりを進めます。

②中学校部活動の地域クラブへの展開の推進

地域クラブ活動では、学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承・発展させ、更に、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されることをめざします。

関係団体等と調整しながら、地域クラブの運営に関する課題等の解決を図り、子どもたちにとって「やってみたい」「参加してみたい」と思えるような地域クラブの数を確保するとともに、地域でのスポーツや文化芸術活動の活性化を図ります。

【評価指標】

地域クラブ数

指標	2024（令和6）年度 〔実績〕	2030（令和12）年度 〔目標〕
地域クラブ数	—	60団体

（4）関係機関との連携の強化

子どもたちが直面する問題や困難が多様化・複雑化していることから、学校園所と関連機関との連携強化や、学校外での多様な支援の確保に取り組めます。

①関係機関との連携の強化

ア 児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもが抱える困難は多様化、複雑化していることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を強化・継続するとともに、学校園所や警察、医療関係者、児童相談所などの関係機関及び市内関係課との連携強化や、学校外での多様な支援の確保に取り組めます。

イ 表面化しづらく、実態把握が難しい子どもが抱える困難について、学校園所を巡回し情報共有を図る「オレンジネットワーク事業」を行い、早期対応に取り組めます。

②実態調査の実施

ヤングケアラーについての理解を深め、支援が必要な子どもを把握するため実態調査を実施し、個別具体的な支援につなげます。

削除：、

（5）子どもたちの安心・安全の確保

危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。
また、災害に備え、自らの命を守ることや互いに助け合うことの大切さを考える防災教育を推進します。

①危機回避能力の育成

学校園所での避難訓練や防災訓練、防犯訓練の実施を通して、児童生徒の危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を推進します。

②防災教育の推進

災害発生時において、目の前の状況を適切に判断して行動し、自分の命を守ること（自助）や互いに助け合うこと（共助）など、主体的に行動できる力の育成をめざした防災教育を推進します。

6 基本施策Ⅲ（安心・安全で質の高い学びを実現する環境づくりを進めます）

「学びを支える教育基盤の強化」

(1) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた教育の情報化の推進

学校教育において、ICTの活用が「日常化」するよう取り組むとともに、ICTを最大限に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

また、業務の効率化を図り、働きがいのある学校づくりを進めるため、円滑・安全なICT環境の整備、充実を図ります。

①教育におけるICTの活用の推進

ア 教員のニーズに応じた研修の充実により、ICTを活用した授業づくりや評価方法の改善を図り、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実を推進します。

イ 情報社会に参画する態度や安全な利用方法等を身に付けるため、デジタル・シティズンシップを高める教育を推進します。

今後、AIの進展及び普及が見込まれる中、教育的活用については、情報の信頼性や倫理的課題への配慮を前提としながら、「個別最適な学び」の実現や多様な表現活動の支援などのツールの一つとし、段階的に活用の可能性を検討していきます。

②教職員の多様な働き方への対応

ア 学校運営に必要なさまざまな業務を統合的に処理できる統合型校務支援システムの効果的な活用を中心として校務・業務のデジタル化を図り、働きがいのある学校づくりを推進します。

イ 教育センター内のファイルサーバをクラウドへ移行することにより利便性を高めるとともに、教職員の多様な働き方に対応していきます。

(2) 教育環境の整備と充実

子どもたちが安全で快適な学校園所での生活を送ることができるよう、教育環境の整備と充実を進めます。

また、全ての子どもたちに等しく学ぶ機会が保障されるよう、必要な支援を行います。

併せて、子どもたちの教育に適正な児童生徒数の確保に努め、より望ましい教育環境を整備します。

①安心・安全な教育環境整備の推進

ア 校舎等の老朽度や小・中学校の統廃合、小中一貫校の設置等を考慮した学校園施設長寿命化計画を策定し、計画的に改築・修繕を行い、安心して学校生活が過ごせる環境づくりを推進します。

イ 洋式トイレの整備が必要な学校が複数校あることから、学校トイレの洋式化に継続して取り組みます。

ウ 体育活動等を行う生徒の熱中症予防及び災害時における避難所としての環境向上を目的に、屋内運動場（体育館）への空調設備の整備を、中学校から順次、計画的に進めます。

【評価指標】

トイレの洋式化率、中学校屋内運動場（体育館）の空調設備の設置校数

指標	2024（令和6）年度 〔実績〕	2030（令和12）年度 〔目標〕
トイレの洋式化率	72.8%	85.5%
中学校屋内運動場（体育館）の空調設備の設置校数	0校	5校

②修学環境の整備・充実

ア 経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学習機会を保障するため、学校生活に必要な経費の一部を援助する就学援助事業を実施します。

イ 障がいのある児童生徒の就学を奨励するため、特別支援学級に在籍する児童生徒について、特別支援教育就学奨励事業を実施します。

ウ 夢に向かって勉学に励む学生を支援するため、今後の国や県の動向を十分に見定めた上で、国などの奨学金を利用できなかった学生を対象とする市独自の奨学金制度を維持します。

③小中一貫教育の推進

ア 各中学校区で取り組んでいる小中一貫教育においては、小・中学校教員の合同研修や異校種の学校に訪問して行う交流研修を実施し、教員の相互理解を深めることにより、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある教育の推進に努め、児童生徒の資質・能力の育成を図ります。

イ 本市内初となる吉川地域における施設一体型小中一貫校の設置に当たり、地域、保護者及び教職員で組織する「開校準備委員会」を設置し、めざす学校の具体的な姿を協議し、2030（令和12）年度の開校に向けた取組を進めます。

④望ましい教育環境の整備（学校再編）

児童生徒数の減少に伴い、小規模化が進んでいる学校については、早急な対応が必要です。

各学校区における状況の変化を的確に把握し、地域の実情や保護者、関係者の意見も踏まえながら、教育環境の質を維持・向上させるための学校再編の方策について、慎重かつ計画的に対応を検討していきます。

(3) 教職員の資質・能力の向上

専門性や実践的指導力などを育成する多様な研修の場を提供し、自ら学び続ける保育者及び教職員を支援します。

また、教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保します。

①専門性や実践的指導力の育成

ア 専門性や実践的指導力などを育成する多様な研修の場を提供するとともに、各年代や職位別で系統立てた研修計画を設定し、資質・能力の育成に計画的に取り組めます。

イ 教職員研修に対する教職員のニーズを把握し、より多くの教職員が主体的に参加することにより、実践的指導力の向上を図る研修を企画・運営します。

②子どもと向き合う時間の確保

統合型校務支援システムの有効活用や、複数の学校が業務上の課題等を共有し業務の円滑な遂行を図る共同学校事務の活用など、更なる業務改善を推進し、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めます。

(4) 学校園所¹の組織力の強化

子どもたちの多様な学びや課題に組織的に対応するため、教職員相互の協力・協働体制づくりを進め、学校園所¹の組織力を強化します。

また、教職員が専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、働きやすい職場環境をつくるとともに、心身の健康の保持・増進を図ります。

①「チームとしての学校」づくりの推進

より働きやすく、また、各教職員が自らの専門性を十分に発揮し、「チームとしての学校」の総合力・教育力を最大化するため、機動的に対応できる体制づくりに取り組みます。

②働きやすい職場づくりの推進

教職員一人一人のタイムマネジメント意識の向上に資する研修などを行い、心身ともに安定した状態で働ける職場づくりを推進します。

7 基本施策Ⅳ（人生100年を通じた学びを支えます）

「生涯を通じた学びと文化・スポーツの推進」

(1) 人権教育の推進

「一人一人の人権が尊重されるまち」を実感できる人権教育を展開するとともに、地域の多様な人材や資源を生かし、市民が主体となり、人権課題を解決できる教育を進めます。

①住民学習の推進

ア 2025（令和7）年3月に策定された「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」に基づき、人権教育及び人権啓発を行うため、社会教育推進委員会を中心に住民学習を推進します。

イ 住民学習を推進するに当たっては、多様な資料や開催方法を提案することにより、住民学習の参加者が「参加してよかった」と思えるような開催をめざします。

【評価指標】

「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度

指標	2024（令和6）年度 [実績]	2030（令和12）年度 [目標]
「だれもが平等で差別のないまちづくり」に対する満足度	55.7%（※注）	75.0%以上

（※注）直近年度である2023（令和5）年度の三木市総合計画市民アンケート調査結果の数値を用いた。

削除：市民じんけんの集い

削除：の参加者数、住民学習参加者アンケート

削除：よ

削除：「市民じんけんの集い」の参加者数

削除：住民学習参加者アンケート

削除：よ

削除：84.1

削除：86

②差別拡散の抑制

インターネット上で差別を助長する書き込みや動画の掲載が依然としてみられることから、インターネット上のモニタリングにより差別的な書き込みや動画を早期発見し、差別拡散の防止及び抑止を図ります。

③関係機関との連携の強化（再掲）

④実態調査の実施（再掲）

(2) 社会教育の推進

地域住民のつながりを深めるとともに、学んだことを生かして地域課題の解決につなげられるよう、地域の総合的な教育力の向上に努めます。

また、市民が生涯にわたり生きがいを持ち、豊かな人生を送ることができるよう、公民館、図書館等の社会教育施設の機能を強化し、社会の変化に対応した多様な学びの機会を提供します。

①多様な学びの機会の提供

- ア さまざまな知識や技能を持ち、それを地域社会に役立てたいと考えているかたを講師として登録し、求めに応じ紹介・派遣する「みっきい生涯学習講師団」の充実を図るとともに、事業の認知度を高め、市民が自主的に学べる機会の提供を促進します。
- イ 高齢者大学及び大学院での講座や学習内容の充実を図り、学生の満足度の向上に努めます。

【評価指標】

高齢者大学の卒業生の満足度（各年度3月31日現在）、高齢者大学の卒業生の地域活動への参加意欲（各年度3月31日現在）

指標	2024（令和6）年度 〔実績〕	2030（令和12）年度 〔目標〕
高齢者大学の <u>卒業生の満足度</u> （各年度 <u>3月31日現在</u> ）	二	前年度比増
高齢者大学の <u>卒業生の地域活動への参加意欲</u> （各年度 <u>3月31日現在</u> ）	二	前年度比増

削除: 入学者数

削除: 増加

削除: 学生数

削除: 4

削除: 学生数

削除: 114人

削除: 180人

削除: 4

②公民館等を活用した生涯学習活動の推進

- ア 市内各地区の公民館等において充実した生涯学習講座を提供するとともに、自主学習グループの育成及び立ち上げを支援します。
- イ 公民館等を地域のデジタル化の拠点とし、Wi-Fi 環境を活用したオンライン講座の実施や市民が自主的に利用して学習できる場として提

供します。

③地域の課題解決に向けた支援及び未来を担う人づくり

ア 市内各地区の公民館等及び市民協議会（まちづくり協議会）が連携し、「地域の課題は地域で解決する」という機運を醸成し、地域力の向上を図ることにより、住民主体のまちづくりを支援します。

イ 各公民館や社会教育推進委員が、公民館の各種教育事業（セミナー、まちづくり推進大会等）の実施により地域住民の力を発揮する機会を提供し、社会教育の振興に努めるとともに、指導者やリーダー、担い手を発掘・育成することにより、住民が望む地域の活性化を推進します。

削除: 地域におけるリーダーや担い手を育成し、住民が望む地域づくりを支援…

④中央公民館等複合施設の整備

ア 中央公民館等複合施設について、官民連携の手法により基本設計及び実施設計を進め、2030（令和12）年度の供用開始をめざします。

イ 同施設については、地域活性化を推進するため、これまでの社会教育活動のみならず幅広い活動が行えるよう、コミュニティセンター化を行うものとします。

⑤市民ニーズに対応した図書館の充実

ア 図書館サービスの充実

（ア） 図書館資料やレファレンス（図書館利用者が知りたいことや調べたいことのサポート）や合理的配慮の充実を図り、全ての市民が便利に利用できる図書館をめざします。

（イ） 図書館アプリの活用によるデジタルデバイド（情報格差）の解消を進めるとともに、地域資料のデジタル化や大活字本、外国語図書の積極的な収集に取り組みます。

イ 中央図書館を核としたネットワークの推進

（ア） 中央図書館を核とし、市内外の図書館や関連機関とのネットワークづくりを推進します。

（イ） 行政機関や学校との連携を進めるとともに、図書館ボランティアや市民参加による図書館事業を充実します。

【評価指標】

図書館の企画・イベントに対する満足度、市民1人当たりの年間図書貸出冊数

削除: 年間利用者数

指標	2024（令和6）年度 〔実績〕	2030（令和12）年度 〔目標〕
図書館の <u>企画・イベントに対する満足度</u>	二	前年度比増
市民1人当たりの年間図書貸出冊数	9.7冊	11.0冊

削除: 18.2万人

削除: 18.55万人

削除: 年間利用者数

(3) 市民文化の高揚

市民の多様な文化活動を通じ、生涯にわたって文化、芸術に親しむ心を育てます。

①豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

- ア 多様な文化・芸術に触れ、親しむ機会や文化・芸術活動に参加する機会を提供し、文化芸術の振興に寄与する各種事業の開催や充実に取り組みます。
- イ 各種団体や個人の活動、作品、成果などを発表するとともに、多くの人に鑑賞していただける機会の創出に努めます。

②文化・芸術の振興及び普及に向けた顕彰制度の活用

- ア 本市の文化芸術の振興及び普及を図るため、顕著な功績のあったかたや地域の文化、芸術の振興及び普及に貢献されたかたを表彰します。
- イ 展覧会やコンクールで、特に優秀な成績を収められたかたに対し、文化芸術賞等を授与します。
- ウ 文化芸術の振興及び普及に向けた顕彰制度の活用を進めるため、広報みきやホームページ等で受賞者の紹介とともに顕彰制度の周知に努めます。

③文化会館や美術館における文化・芸術に触れる機会づくり

文化会館や堀光美術館において、子どもや若い世代をはじめ、多くの市民が身近に文化・芸術に触れ、楽しめる機会づくりを進めます。

【評価指標】

堀光美術館における展示内容や企画・イベントに満足している来館者の割合

指標	2024（令和6）年度 〔実績〕	2030（令和12）年度 〔目標〕
堀光美術館における展示内容や企画・イベントに満足している来館者の割合	—	前年度比増

削除: 〃

削除: の年間

削除: 数

削除: 11, 143人

削除: 12, 000人

削除: の年間

削除: 数

(4) 文化遺産の活用

地域に伝わる伝統行事や文化財などの歴史的な遺産を生かした文化の振興を図ることにより、市民のふるさと意識を醸成し、郷土愛を育みます。
また、文化遺産を維持・活用する担い手を育成するとともに、地域文化の魅力を発信します。

①子どもを対象とした文化遺産を知るきっかけづくり

- ア 市内の小・中・特別支援学校に対し、歴史講座の開催や校外学習での歴史資料館の活用を働きかけます。
- イ 「トライやる・ウィーク」において、歴史資料館で生徒を積極的に受け入れます。

【評価指標】

みき歴史資料館における展示内容や企画・イベントに満足している来館者の割合

指標	2024（令和6）年度 〔実績〕	2030（令和12）年度 〔目標〕
みき歴史資料館における展示内容や企画・イベントに満足している来館者の割合	—	前年度比増

削除: の年間

削除: 数

削除: 11, 044人

削除: 13, 000人

削除: の年間

削除: 数

②未指定文化財の市指定や国・県登録の推進

未指定文化財のうち価値の高いものについては、市指定文化財への指定又は国・県登録文化財への登録を推進し、郷土の貴重な文化財を継承して

いきます。

③三木城本丸跡・二の丸跡の整備の実施

- ア 2026（令和8）年度から2028（令和10）年度までの期間において三木城本丸跡・二の丸跡の整備を実施し、整備報告書を刊行します。
- イ その後、「史跡三木城跡及び付城跡・土塁」の第2期保存活用計画を策定し、それに基づく発掘調査や整備を検討します。

(5) スポーツ環境づくりの推進

健康で心豊かに暮らすため、「する、観る、支える」という活動を通して、スポーツに親しむ機会を充実します。

また、体力や技能の程度、障がいの有無にかかわらず、全ての人が興味・関心や適性に応じてスポーツに参画できる環境づくりに取り組みます。

併せて、三木の地域性を生かしたスポーツイベントや活動を支援し、スポーツ交流を進めることにより、スポーツの振興及び充実を図ります。

①スポーツに親しむ機会の充実

- ア 地域スポーツクラブやスポーツ協会などの関係団体と連携し、日常的にスポーツを「する」環境を整備します。
- イ トップアスリートによるスポーツ教室やプロ・アマスポーツ大会の開催などにより、「観る」スポーツに親しむ機会を充実します。
- ウ 各種のスポーツ大会やみっきいふれあいマラソンなどのスポーツイベントをボランティア等として「支える」側からスポーツに親しむ機会をつくれます。

②生涯スポーツ・ニュースポーツの推進

年齢や体力、目的にかかわらず、誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、スポーツ推進委員による市民への生涯スポーツ・ニュースポーツの普及・啓発を行います。

【評価指標】

削除: 〃

スポーツ推進委員による出前講座の年間実施回数

指標	2024（令和6）年度 〔実績〕	2030（令和12）年度 〔目標〕
スポーツ推進委員による 出前講座の年間実施回数	4回	12回

③子ども・子育て世代のスポーツの推進

スポーツは、子どもの成長及び発達を促し、大人になってからも健康的な生活を送るための基盤となることから、次に掲げる取組を推進します。

ア 子どもスポーツ教室やファミリースポーツイベントを通じ、運動やスポーツが好きになるきっかけづくりを行います。

イ スポーツクラブ21等との連携や地域クラブ活動の推進を通じ、子ども達が多様なスポーツ活動を継続してできるような環境の整備に取り組みます。

④地域の特色を生かしたスポーツ振興

本市は、西日本で最多の「ゴルフ場」、国際大会の開催も可能なブルボンビーンズドーム（兵庫県立三木総合防災公園屋内テニス場）をはじめとした数多くの「テニスコート」、西日本で唯一、馬術競技の国際大会を開催できる「三木ホースランドパーク」を有します。

「ゴルフのまち三木」に加え、「テニスのまち三木」「馬術のまち三木」として、地域の特色を生かしたスポーツ振興やスポーツツーリズム等のPRを行い、スポーツを通じた地域活性化を図ります。

■資料編

資料 1 三木市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市教育の振興のための施策に関する計画を策定するため、三木市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）三木市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の原案の作成に関すること。
- （2）基本計画の策定に係る調査及び研究に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）三木市中学校長会が推薦する者
- （3）三木市小・特別支援学校長会が推薦する者
- （4）三木市幼稚園・こども園長会が推薦する者
- （5）三木市社会教育委員が推薦する者
- （6）三木市連合PTAが推薦する者
- （7）三木市保育協会が推薦する者
- （8）市内の文化芸術団体が推薦する者
- （9）市内の社会体育団体が推薦する者
- （10）青少年健全育成関係者
- （11）行政関係者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定の日までとする。ただし、任期中に委員の異動があったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、これを公開する。ただし、三木市審議会等の会議の公開に関する条例（平成20年三木市条例第1号）第4条各号に該当する場合は、委員長は、委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。
- （招集の特例）
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

資料 2 三木市教育振興基本計画検討委員会委員名簿（敬称略）

氏 名	所属団体等	設置要綱第 3 条第 2 項各号に規定する区分
◎山下 晃一	神戸大学大学院 人間発達環境学研究所 教授	学識経験を有する者
○坂田 直裕	三木市中学校長会 会長 (市立三木東中学校 校長)	三木市中学校長会が推薦する者
井上 紀代美	三木市小・特別支援学校長会 会長 (市立自由が丘東小学校 校長)	三木市小・特別支援学校長会が推薦する者
伊原 幸代	三木市幼稚園・こども園長会 会長 (市立三樹幼稚園 園長)	三木市幼稚園・こども園長会が推薦する者
池田 博文	三木市社会教育委員 委員長	三木市社会教育委員が推薦する者
藤本 理恵	三木市連合 P T A 会長	三木市連合 P T A が推薦する者
藤原 和則	三木市保育協会 会長 (あけぼの認定こども園 園長)	三木市保育協会が推薦する者
塩山 重夫	三木市文化連盟 会長	市内の文化芸術団体が推薦する者
村岡 真夕子	三木市スポーツ協会 会長	市内の社会体育団体が推薦する者
生田 哲久	三木市青少年補導委員会 会長	青少年健全育成関係者
赤松 宏朗	三木市総合政策部長	行政関係者
降松 俊基	三木市市民生活部長	行政関係者
山城 千明	三木市健康福祉部長	行政関係者

◎ 委員長 ○ 副委員長

資料3 「第4期三木市教育振興基本計画」の策定経過

時 期	会議にあっては、開催場所	概 要
2025（令和7）年 5月16日（金）	三木市役所 5階 大会議室	●5月教育委員会会議（定例会）において協議 ・「第4期三木市教育振興基本計画」の策定方針について
5月20日（火）	—	◎記者発表(1) 「第1回三木市教育振興基本計画検討委員会を開催～『第4期三木市教育振興基本計画』を策定します～」
5月27日（火）	三木市役所 5階 大会議室	■第1回検討委員会 「第4期三木市教育振興基本計画」の策定方針について ・策定方針（4つの方針） ・計画策定に向けたスケジュール
6月13日（金）	三木市役所 6階 委員会室	○6月市議会総務文教常任委員会において報告 ・第1回三木市教育振興基本計画検討委員会の開催実績について
6月20日（金）	三木市立教育センター 4階 大研修室	●6月教育委員会会議（定例会）において報告 ・第1回三木市教育振興基本計画検討委員会の開催実績について ・「第4期三木市教育振興基本計画」の策定に向けたこども等を対象とした意見聴取の実施について
7月1日（火） ～7月17日（木）	—	小・中学生及びその保護者並びに就学前児童の保護者に対する意見聴取（アンケート）の実施
7月18日（金）	三木市立教育センター 4階 大研修室	●7月教育委員会会議（定例会）において報告

8月15日（金）	三木市役所 5階 大会議室	・「第4期三木市教育振興基本計画」の策定に向けたこども等を対象とした意見聴取の実施について ●8月教育委員会会議（定例会）において協議・報告 ・「第4期三木市教育振興基本計画」（素案）について【協議】 ・「第4期三木市教育振興基本計画」の策定に向けたこども等を対象とした意見聴取（アンケート）の実施について【報告】
8月19日（火）	—	◎記者発表(2) 「第2回三木市教育振興基本計画検討委員会を開催～『第4期三木市教育振興基本計画』（素案）を作成～」
8月20日（水）	三木市役所 6階 委員会室	○8月市議会総務文教常任委員会において報告 ・第2回三木市教育振興基本計画検討委員会の開催について
8月25日（月）	三木市中央公民館 4階 大ホール	■第2回検討委員会 ・「第4期三木市教育振興基本計画」の策定に向けたこども等を対象とした意見聴取（アンケート）の実施について ・「第4期三木市教育振興基本計画」（素案）について
9月19日（金）	<u>三木市役所</u> <u>5階 大会議室</u>	<u>●9月教育委員会会議（定例会）において報告</u> <u>・第2回三木市教育振興基本計画検討委員会の開催実績について</u>
<u>10月17日（金）</u>	<u>三木市役所</u> <u>5階 大会議室</u>	<u>●10月教育委員会会議（定例会）において協議</u>

		・「第4期三木市教育振興基本計画」（案）の作成について
<u>10月21日（火）</u>	<u>二</u>	◎記者発表(3) 「 <u>第3回三木市教育振興基本計画検討委員会を開催～『第4期三木市教育振興基本計画』（案）を作成～</u> 」
<u>10月31日（金）</u>	<u>三木市立教育センター</u> <u>4階 大研修室</u>	■第3回検討委員会 ・「 <u>第4期三木市教育振興基本計画</u> 」（案）について ・「 <u>第4期三木市教育振興基本計画</u> 」（案）に係るパブリックコメントの募集について

注）検討委員会・・・三木市教育振興基本計画検討委員会

第4期三木市教育振興基本計画（案）
（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）
2025（令和7）年10月作成

三木市教育委員会 教育総務部 教育総務課
〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号
TEL：0794-82-2000（代） FAX：0794-83-3699

削除：素

削除：8